

### (3) 要約および短い引用

「著作者の名前および出所が明示されることを条件として」(122-5条3号柱書)、「要約および短い引用で、それらが挿入される著作物の批評、評論、教育、学術または報道としての性格により正当化されるもの」(3号a)が該当する。情報社会指令5.3条d)にも例外として規定されているが、若干の違いがある。短い引用を例外とする趣旨は、表現の自由・創作の自由の保護である。

引用といえるためには、以下の要件を満たす必要がある。

①公表された著作物であること(122-5条3号柱書)。著作者人格権に基づく要件である。情報社会指令においても公表された著作物であることが求められる(情報社会指令5.3条d)。

②著作者の名前および出所が明示されること(3号柱書)。著作者人格権に基づく要件である。これに対し、情報社会指令5.3条dは、不可能である場合、出所明示は不要と定めている。

③要約および短い引用であること。引用の概念から、必然的に部分的であり、「短い」ものでなければならない。ただし、どの程度であれば、短い引用にあたるかは明確ではなく、事案による。抽象的な基準としては、引用元に置き換わったり、参照しなくてすむものでないことを要する。条文にあるとおり、要約でもよい。

④批評、評論、教育、学術または報道の性質によって正当とされること。表現の自由の保護という趣旨から要求される。